

**平成29年度
部（局）の運営方針と目標**



企画部 企画課

平成 29 年度「総務部の運営方針と目標」

総務部長 菅 原 朗

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

- 災害等の非常時に備え、安全で安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。
- 新たな行政需要に対応するため、創造性豊かな人材の育成や意識改革を推進するとともに、適正な契約制度を確立し、行財政改革を着実に実行することにより、効率的な行政運営に努めます。
- 厳しい財政環境の下、財政の構造改革を推進し、持続可能な財政の確立に努めます。
- 開かれた市政を目指し、情報公開を推進するとともに、市政に関する情報の広報に努めます。
- 持続可能な財政基盤を確立するため、歳入の根幹である市税の公平・公正な賦課徴収を図り、安定した税収の確保に努めます。

(2) 部の役割

総務部は、秘書広報課、総務管財課、防災安全課、行政経営課、職員課、財政課、入札契約課、検査専門員、市民税課、固定資産税課、収税課で構成され、広報、財産管理、情報公開、防災対策、行財政改革の進行管理、条例・規則の制定改廃、職員の人事管理及び人材育成、予算・決算、市議会との調整、入札・契約事務、工事検査、市税の賦課・徴収などに取り組んでいます。

2 部の経営資源(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

総務部職員 146 人

イ 職員比率

18.1% (総務部職員 146 人 / 市職員数 806 人)

(2) 予算規模 (平成 29 年度当初予算)

ア 総務部予算額

一般会計 9,767,402 千円

土地取得事業特別会計 55,870 千円

イ 予算比率 (一般会計に占める総務部の予算割合)

16.5% (総務部 9,767,402 千円 / 全体 59,215,000 千円)

3 部の課題及び実施方針

(1) 安全で安心できるまちづくり

防災意識・知識の啓発を図り、災害時の危機管理体制の強化を図るとともに、自主防災組織の結成を促進するなど、地域防災力の向上を図ります。

(2) 行財政改革の推進

限られた財源や資源を最大限活用し、社会経済環境の変化に対応した市民サービスを提供するため、更なる行財政改革に取り組みます。

(3) 持続可能な財政基盤の確立

持続可能な財政基盤を確立するため、単年度収支の改善を目指すとともに、中長期的視点に立った効率的で健全な財政運営に努めます。

(4) 職員の人材育成の推進

職員の人材育成が最重要課題であることを認識し、「人事管理」「職員研修」「職場環境づくり」を相互に連携させながら、職員の意識改革に取り組んでいきます。

(5) 適正な入札の推進

工事の品質確保を図るため、公平性・透明性・競争性のある入札を推進します。

(6) 財産の適正な管理及び処分

財政健全化の観点から、借地料の減額に努めるとともに、遊休地の積極的な処分を推進します。

(7) 広報の充実

市の施策に係る広報を充実するため、「広報よなご」「米子市ホームページ」を、さらに読みやすく、わかりやすい内容とするとともに、迅速な行政情報の発信に努めます。

(8) 税収の安定的な確保

市財政の基盤である市税の公平・公正な賦課徴収に努めるとともに、喫緊の課題となっている滞納額の縮減と徴収率の向上に努め、税収の安定的な確保を図ります。

4 平成 29 年度に重点的に取組む個別事業とその目標

(1) 地域防災対策の向上

地域の実態に応じた防災に関する説明会を開催し、防災意識の高揚と防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織の結成を促進し、地域防災力の向上を図るとともに、引き続き、防災行政無線をデジタル化するための更新整備を図ります。

(2) 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項への対応

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項に対応するための取組みを進めます。

- 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進、
- 自治体情報システムのクラウド化の拡大、
- 公営企業等の経営健全化
- 地方自治体の財政マネジメントの強化
- P P P / P F I の拡大

(3) 単年度収支の改善及び地方公会計の導入活用

徹底した歳出の抑制と歳入の確保を旨とした予算編成を行い、単年度収支の改善を図ります。

また、地方公会計を導入し、固定資産台帳を含むストック情報の「見える化」を推進し、その活用を図ります。

(4) 職員研修の充実及び人事評価の実施

中堅職員の能力開発・向上研修の受講や、外部研修機関を活用した専門的知識の習得等を通じて、人材育成を図るとともに、人事評価結果に基づく職員研修への反映など、能力開発支援等により、人材育成に取り組みます。

(5) 適正な入札・契約制度の構築

工事の品質確保と受注機会の公平性を図るため、適切な予定価格の設定、発注時期の平準化、柔軟な工期の設定などを通じて、入札不調への対応を図ります。

(6) 借地料の減額及び遊休地の処分

借地料については、再鑑定評価の結果を踏まえて、更なる減額交渉を実施し負担の軽減を図ります。

また、処分方針が決定している遊休地については、早急に入札により売却し、入札不調になった物件については、随意契約物件として速やかに売却を促進します。

(7) 情報発信の充実

広報企画会議により、効果的な情報発信方法等を調査研究し、広報等の充実を図ります。

(8) 市税の公平・公正な賦課及び収納対策

税制改正に対応したシステム改修を的確に実施するとともに、内部点検を徹底し、より効率的で適正な賦課を図るとともに、納税義務者の死亡に係る現所有者課税への移行や償却資産の申告の促進など、公平・公正な賦課に努めます。

また、滞納整理システムを効果的に活用し、滞納に係る早期催告や電話による早期折衝を実施するとともに、速やかな財産調査や実態調査を通じて、厳正な滞納処分を執行することで、市税の未済金の縮減を図ります。

平成 29 年度

「企画部（ふるさと創生推進局所管を除く）の運営方針と目標」

企画部長 大江 淳 史

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

第 3 次米子市総合計画（米子いきいきプラン 2016）及び新市長が構想する市の将来像の実現を目指して、市政各分野の取り組みを効果的・効率的に進めることができるよう総合的に調整し、市民と行政が一体となったまちづくりを推進します。

(2) 部の役割

企画部は、企画課、地域政策課及び情報政策課の 3 課で構成し、第 3 次米子市総合計画（米子いきいきプラン 2016）に掲げた理念のもと、国・県等の関係機関や庁内各部局との連絡調整を図りながら、市政の総合的な企画と市政運営全般への関与を行うほか、部固有の業務として、周辺自治体との連携、土地利用、運輸、中心市街地活性化、行政事務の情報化等を推進します。

2 部の経営資源(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

企画部職員 20 人

イ 職員比率

2.5%（企画部職員 20 人／市職員数 806 人）

(2) 予算規模(平成 29 年度当初予算)

ア 企画部予算額

一般会計 3,134,080 千円

イ 予算比率（一般会計に占める企画部の予算割合）

5.3%（企画部 3,134,080 千円／全体 59,215,000 千円）

3 部の課題及び実施方針

(1) 第 3 次総合計画の進行管理、及び新市長の施策の具現化

平成 28 年度から始まっている第 3 次米子市総合計画の進行管理を実施するとともに、新市長が構想する施策の具現化を図ります。

(2) 広域連携の推進

地方分権や地域主権の時代に対応していくため、鳥取県西部地域振興協議会や中海・宍道湖・大山圏域市長会等の活動を通じて、広域連携を推進します。

(3) 中心市街地の活性化

商業、居住、福祉、文化、公共交通など多様な都市機能が集積する中心市街地において、暮らしやすくにぎわいのあるまちづくりを推進していくため、中心市街地活性化協議会と連携を図りながら、中心市街地の活性化に努めます。

(4) 地域交通の確保

市民の日常的な交通手段を確保するため、本市の実情に即したバス交通システムの構築やコミュニティ・バスの利用促進に努めます。

(5) 鳥取大学医学部との連携協力

安心・安全なまちづくりの一翼を担う鳥取大学医学部及び附属病院が抱える医療・教育面での課題について、鳥取大学医学部及び附属病院と連携しながら、課題の早期解決に努めます。

(6) 米子飛行場周辺地域振興計画の推進

米子飛行場周辺地域振興計画について、国・県等関係機関との調整を図りながら、計画に定められた諸事業の円滑な推進に努めます。

(7) 電子自治体の推進

情報システムについて、情報セキュリティ脅威への適切な対応や安定的な管理運営を行うとともに、進展が著しい情報通信技術（ICT）やマイナンバー制度などを積極的に活用することで市民サービスの向上や事務の効率化を図り、電子自治体の推進に努めます。

4 平成 29 年度に重点的に取組む個別事業とその目標

(1) 中海・宍道湖・大山圏域市長会による広域連携の推進

「中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン」や「圏域版地方創生総合戦略」に基づき実施してきたこれまでの取組の充実強化を図るとともに、産学・医工連携事業など、新たな分野の事業を展開し、圏域連携による地方創生のさらなる深化を図ります。特に観光分野では、圏域経済界と連携して圏域 DMO を設立し、圏域の観光振興をさらに発展させる体制を整備し、インバウンド対策等の取組みを推進します。

(2) 鳥取県西部地域の広域連携の推進

鳥取県西部地域振興協議会については、県西部地域が抱える懸案事項や共通課題についての情報の共有化に努め、引き続き、国・県への要望活動を行います。また、企業誘致や移住定住の取組を継続実施するなど、構成市町村とともに県西部圏域の連携の充実強化に努めます。鳥取県西部広域行政管理組合については、引き続き、構成市町村とともに、共同処理事務の円滑な実施に協力します。

(3) 鳥取大学医学部との連携

安心・安全な街づくりの一翼を担う鳥取大学医学部及び附属病院と連携を強化する必要があることから、事務レベルの意見交換会や鳥取大学医学部と米子市との連絡会等を開催し、情報の共有を図るとともに、将来に向けた信頼関係の構築を図ります。

(4) 中心市街地活性化の推進

中心市街地活性化は短期間に達成できる課題ではなく、今後とも継続して取り組んでいくべき課題であることから、引き続き平成 27 年 11 月 27 日に国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に記載されている事業の推進を図ります。

特に、角盤町エリア内の環境整備、やよいデパート跡地及び米子高島屋東館の活用について、官民連携により取り組み、再活性化を図ります。

(5) 公共交通の利便性の向上

市内の医療機関・商業施設等への移動利便性を高めるために、利用者の需要を考慮したダイヤ設定やバス路線の見直し、使いやすい公共交通環境の整備など、今後も鳥取県や関係団体との連携を図りながら、持続可能なバス路線の再編に取り組みます。

(6) マイナンバー制度に対応した業務システムの構築・稼働

マイナンバーによる全国情報連携システムが平成 29 年度に稼働することを踏まえ、情報流出等が発生しないような攻撃に強い情報システムを構築します。

(7) 情報セキュリティの強化

情報通信技術等による新しい市民サービス（コンビニ証明交付、コンビニ納付、クレジット納付）の定着、一層の活用を図ります。

平成 29 年度「ふるさと創生推進局の運営方針と目標」

ふるさと創生推進局長 門 脇 功

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

○ まち・ひと・しごと創生（地方創生）の推進

平成 27 年 10 月に策定した「米子がいな創生総合戦略」に基づき、少子高齢化、人口減少への対応など、地方創生の取組を総合的かつ計画的に推進します。

○ 移住定住の促進

人口減少を可能な限り抑制していくため、移住定住対策や未婚晩婚化対策などを実施し、移住定住の促進を図ります。

○ 市民が主体となったまちづくりの推進

米子市民自治基本条例の理念に基づき、市民と行政が協働するまちづくりを推進するとともに、地域の自治意識を高め、市民自治活動を促進する活動の支援や環境整備に努めるなど、市民が主体となったまちづくりを推進します。

○ ふるさと納税の推進

ふるさと納税制度を活用し、全国に向けて地域産品などの情報発信を行い、本市の認知度向上に取り組めます。

○ 国際交流の推進

諸外国との相互理解を進め、地域の国際化や魅力ある地域づくりにつなげていくため、友好都市・姉妹都市をはじめとする諸外国との交流を推進します。

(2) 部の役割

ふるさと創生推進局は、地方創生推進課及び市民自治推進課で構成し、まち・ひと・しごと創生総合戦略、移住定住、市民参加・協働、ふるさと納税、国際交流等を推進します。

2 部の経営資源(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

ふるさと創生推進局職員 14 人

イ 職員比率

1.7%（ふるさと創生推進局職員 14 人／市職員 806 人）

(2) 予算規模(平成 29 年度当初予算)

ア ふるさと創生推進局予算額

一般会計 810,743 千円

イ 予算比率(一般会計に占めるふるさと創生推進局の予算割合)

1.4%(ふるさと創生推進局 810,743 千円／全体 59,215,000 円)

3 部の課題及び実施方針

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進

本市において今後見込まれる人口減少や少子高齢化の進展を抑制し、活力ある米子市を創生していくため、「米子がいな創生総合戦略」に基づき、経済の活性化による雇用の創出、結婚・出産・子育ての支援、広域連携の推進などの地方創生の取組を着実に推進します。

(2) 移住定住の促進

人口減少時代の到来、少子高齢化のさらなる進展、ふるさと回帰志向の高まり等の時代潮流の中で、市の魅力の情報発信を強化することなどにより、移住定住の取組をいっそう推進し、人口減少の抑制に努めます。

(3) 市民自治の推進

市民と市がまちづくりにおける役割を分担し、相互に責任を持ちながら共に支えあう地域社会を実現していくため、米子市民自治基本条例のまちづくりの理念の周知啓発に努めるとともに、地域づくりモデル事業の着実な実施により、行政と地域活動団体等との連携方策や地域における自治の仕組みづくりに努めます。また、自治会への加入率を高めるための支援策等について、行政として取組可能な施策を検討し、実施します。

(4) ふるさと納税の推進

実績・知名度ともに全国上位にある本市のふるさと納税については、引き続き効果的な広報宣伝に努め、全国にむけての地域産品などの情報発信による本市の認知度向上に取り組むとともに、「がいな米子応援基金」を活用して、寄附者の意向に沿って実施する事業内容のいっそうの充実を図ります。

(5) 国際交流の推進

地方レベルの交流は、異文化の理解など諸外国との相互理解をいっそう推進するとともに、地域の国際化や魅力ある地域づくりにつながることから、友好都市・姉妹都市をはじめとする諸外国との交流を推進します。また、多国籍化が進んでいる状況の中で、外国人にとって暮らしやすい環境づくりに努めます。

4 平成 29 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 米子がいな創生総合戦略の着実な推進

平成 27 年 10 月に策定した「米子がいな創生総合戦略（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）」は、毎年度、米子市地方創生推進本部及び米子市地方創生有識者会議による進行管理のもと、取組の進捗や効果などを検証し、また、必要に応じ検証に基づく取組の見直しを行うことにより、着実な推進を図ります。

(2) 移住定住施策の推進

本市への移住定住者の増加を図るため、引き続き、県、西部圏域市町村や（公財）ふるさと鳥取県定住機構等とも連携しながら、「お試し住宅」の運営や都市圏で実施される移住定住相談会への参加、移住定住リーフレットやホームページあるいは「とっとりWEST移住ポータルサイト」等による情報発信の強化、移住者・移住検討者などを対象とした交流イベント等を実施します。

また、移住者に対する住宅取得支援として「空き家情報バンク」及び「住宅取得支援制度」を適切に運用します。

(3) 婚活サポート事業(未婚晩婚化抑制施策)の推進

少子化の要因の一つであるといわれている未婚晩婚化の抑制に向け、独身男女の出会いの機会の創出を図るため、引き続き、中海・宍道湖・大山圏域内の市町村等と連携して広域での婚活イベントを開催します。

また、市独自の事業として、若年層を対象にした交流イベントやライフプランセミナーを開催し、結婚への意識醸成を図ります。

(4) 自転車の活用の推進を視点にしたまちづくりの研究

本市は、「日本のトライアスロン発祥の地」であり、また、平成 26 年度からは、「ジャパンエコトラック」認定第 1 号ルートであるシー・トゥー・サミットルート（境港～皆生～大山）の運用が開始され、さらには、中海サイクリングロード・白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコースやコグステーション（皆生温泉などに設置された自転車ステーション）も整備されるなど、環境面はもとより、スポーツや観光面で、あるいは健康づくりに自転車を活用していく素地があることから、平成 28 年に庁内に設置した研究会を適切に運営し、自転車の活用の推進を視点にしたまちづくりについて研究します。

（５）地域活動団体等との連携方策の実践支援

「市民が主体となったまちづくり」を具体的に推進する手法を構築することを目的に、２地区で地域づくりモデル検討会を行い、地域が主体性を持って地域づくりを進める組織のあり方や行政との連携方策について検討を重ねてきましたが、現在、まちづくり協議会を組織され、地域住民が主体となったまちづくり活動を実践しておられます。引き続き、２地区に対して実践する過程の支援を行います。

また、２地区の取組過程を踏まえて作成した地域づくりの事例集（Ｑ＆Ａ）を活用することなどにより、他の地区に対する地域づくりの取組の啓発、支援を行います。

（６）自治会加入率を高めるための行政支援策の実施

住民自治の中核組織である自治会の加入率は年々低下傾向にあるため、これまで、市自治連合会と協力して、市役所窓口で転入・転居者への加入促進ちらしの配布、転入・転居の多い時期に自治会加入相談窓口の開設、加入促進を図るための手引書の自治会長への配布などを行い、昨年は、鳥取県宅地建物取引業協会西部支部とも連携して、新たな加入促進策にも取り組みました。

引き続き、自治会加入の支援を行うとともに、市自治連合会や他の組織と協力して自治会加入促進の効果的な方策について検討します。

（７）ふるさと納税の推進及び基金活用事業の充実

平成 28 年度のふるさと納税の実績は、寄附件数が約 2 万 8 千件で、前年度の約 6 割にとどまりました。これまで年々増加していた寄附件数が、昨年度初めて減少に転じたことから、今年度は、国からの通知（返礼品競争に歯止めをかける内容）に応じた記念品の見直し、充実を図りつつ、民間ポータルサイトの有効活用による効果的な情報発信に努めるなど、寄附件数の増加を目指し、本市の認知度向上、イメージアップにつなげます。

また、寄附金の使途についても寄附者の意向に沿った事業実施に努めます。

（８）地域国際化と環日本海交流の推進

国際交流員を活用した語学講座については、その内容等の充実を図るとともに、地域のコミュニティーFMを利用した多文化共生への情報発信に取り組み、さらに鳥取県国際交流財団や民間の様々な国際交流団体と連携して、国際交流イベントを開催するなど地域国際化の推進を図ります。

また、諸外国との相互理解を深め、地域の国際化や魅力ある地域づくりにつなげるため、引き続き、友好都市（中国保定市）、姉妹都市（韓国束草市）をはじめとする諸外国との交流を推進します。

平成 29 年度「市民人権部の運営方針と目標」

市民人権部長 長 井 仁 志

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

○市民生活に密着したサービスの充実

各種届出、証明書発行など市民生活に密着したサービスを適正かつ迅速に対応するとともに、市民相談窓口の充実を図ります。

○国民健康保険事業の健全な運営

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、医療費の適正化に取り組むとともに、疾病予防等の保健事業の推進に努めます。

○環境共生・循環型の地域社会づくり

幅広い環境問題に対応していくために、市民、事業者、行政が一体となって環境保全対策に取り組むとともに、ごみの減量化と再資源化の推進及び自然エネルギーの有効活用により、天然資源の消費が抑制され環境負荷が低減された循環型社会の構築に努めます。

○豊かな自然環境の保全と活用

本市の有する豊かな自然環境を次世代に継承するため、地域環境保全に対する市民意識の醸成を図るとともに、ラムサール条約登録湿地である中海の湿地環境保護と賢明な利用に努めます。

○人権尊重都市米子の実現

基本的人権が尊重され、市民一人ひとりが安心して、自信を持って自由に生活できる社会を実現するための施策を実施することにより人権尊重都市米子の実現を目指します。

○男女共同参画社会の実現

男女が社会のあらゆる場面において、お互いの個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 部の役割

市民人権部は、市民課、保険年金課、市民相談課、環境政策課、環境事業課、人権政策課及び男女共同参画推進課で構成され、市民生活に密着した戸籍、住民登録、国民健康保険、消費生活相談をはじめとする各種相談等市町村が行う基本的な行政サービスを行う役割、また地球温暖化対策、環境美化の推進、一般廃棄物の適正な収集・処理及び減量化・再資源化対策の推進、公害対策、湿地環境の保全、公共用水域の水質保全等を行う役割、また市民に対する人権啓発、人権教育、同和対策及び男女共同参画を推進する役割を担っています。

2 部の経営資源(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

市民人権部職員 120 人

イ 職員比率

14.9% (市民人権部職員数 120 人 / 市職員数 806 人)

(2) 予算規模 (平成 29 年度当初予算)

ア 市民人権部予算額

一般会計 6,835,976 千円

国民健康保険事業特別会計 17,291,838 千円

後期高齢者医療特別会計 1,701,750 千円

住宅資金貸付金事業特別会計 1,109 千円

イ 予算比率 (一般会計に占める市民人権部の予算割合)

11.5% (市民人権部 6,835,976 千円 / 59,215,000 千円)

3 部の課題及び実施方針

(1) 市民サービスの向上

市民生活に密着した窓口サービスを中心として、より親切でわかりやすい説明に心がけるなど、市役所の顔として市民の信頼をより一層高められるような対応に努めるとともに、市民満足度を高めることができる質の高い市民サービスの提供に努めます。

(2) 国民健康保険事業の健全な運営

高齢社会の進展等に伴い医療費の増加が見込まれることから、引き続き医療費の適正化に取り組むとともに、保険料収納対策の強化を図り、国民健康保険事業の健全な運営を図ります。

(3) 相談機能の充実

総合案内業務に加え、市民相談、消費者相談、行政相談、婦人保護相談、市政提案等を統合して行うことにより、組織機能の充実を図ります。

(4) 社会保障・税番号制度導入における普及・促進

6 月から開始される情報連携に伴い、個人番号カードの周知、普及を図り、また、コンビニ交付での証明発行の利用拡大に努めます。

(5) 循環型社会の構築

市民に対して資源やエネルギーが限りあることを訴えるとともに、自然エネルギーの活用、4R の推進によるごみの減量化及び資源化を推進することにより循環型社会の構築に向けた取り組みを推進します。

(6) 自然環境の保全と活用

ラムサール湿地（中海）の活用、中海の水質改善等に努め、米子水鳥公園をはじめとする豊かな自然環境を後世に引き継ぎます。

(7) 地域環境の保全と美化の推進

地域で快適なまちづくりの実現に向けて、市内一斉清掃、みんなできれいな住みよいまちづくり条例の運用、公害防止対策、不法投棄防止対策等に取り組みます。

(8) 一般廃棄物の適正処理

分別の徹底と適正な収集を行い一般廃棄物の適正処理を推進します。また、クリーンセンター長寿化事業の実施により施設の延命化を図り、安定的・効率的な運転に努めます。

(9) 人権啓発・人権教育の推進

市民一人ひとりが安心して、自信を持って、自由に行動できる「人権尊重都市米子」の実現を目指し、社会における人権啓発、人権教育の推進を図るとともに、米子市人権施策基本方針に基づく事業実施の促進を図ります。

(10) 同和対策の推進

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、啓発、教育の実施、相談体制の充実などを図り、部落差別のない社会を実現するために、残された課題の解決を目指して、同和対策の推進に努めます。

(11) 男女共同参画の推進

第2次男女共同参画推進計画における各施策の実施状況を調査し、結果を審議会に諮ることで、市民の視点からの検討を行い、計画の着実な進行管理に努めます。また、男女共同参画センターの活用を最大限図りながら市民啓発に努めます。

(12) 拉致問題への対応

国・県への要望、創意工夫した市民への啓発活動を実施するとともに、県等と連携を図りながら、拉致被害者等の受入態勢の整備に努めます。

4 平成 29 年度に重点的に取組む個別事業とその目標

(1) 社会保障・税番号制度導入における普及・促進

6 月から開始される情報連携に伴い、個人番号カードの周知、普及を図り、また、コンビニ交付での証明発行の利用拡大に努めていきます。

(2) 国民健康保険特別会計の安定化

国民健康保険の被保険者は、年々減少傾向にあるため保険料の調定額及び収入額も減少しています。また、被保険者の年齢構成が高く、高齢になるほど医療の必要性が高まるため医療費も増加傾向にあります。併せて、国保被保険者には年金生活者や無職者・非正規労働者など所得水準が低い方が多いことから保険料の負担感が高く、保険料徴収率の大幅な伸びが期待できない状況にあります。

厳しい財政状況が予想されることから、平成 27 年度に保険料を改定したところですが、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の医療・保健の向上を図るため、引き続き、保険料徴収率の向上による歳入の確保、医療費の適正化及び保健事業の推進による医療費の抑制に取り組み、国保会計の赤字の改善に努めます。

(3) 滞納整理の強化

国民健康保険料の徴収率は徐々に向上していますが、行革の目標値は達成できていない状況です。被保険者間の負担の公平を確保するとともに、給付に必要な財源を安定的に確保するため、必要に応じて更に厳正な滞納処分を実施します。また、毎年 1 %の徴収率向上を目標に滞納整理事務の整備を行ったところであり、滞納整理への取組を強化します。さらに、自主納付の割合を高めることによる徴収率の向上と収納事務の効率化を図るため、保険料の口座振替の促進に努めます。

(4) 消費者相談業務の充実強化

年々高度化・複雑化する消費生活相談に対応し消費者被害を防止するため、専門の消費生活相談員を国民生活センター等の研修会に参加させると共に、県や他機関との連携を強化し、相談員のスキルアップの充実を図ります。

(5) 第 3 次一般廃棄物処理基本計画の推進

第 3 次一般廃棄物処理基本計画に基づいて、引き続きごみの減量、リサイクルの推進に取り組むとともに、年次的に新規事業に取り組みます。

(6) ごみ分別収集の徹底

ごみカレンダー等による分別収集の啓発及びリサイクル推進員や地元自治会との協働により、環境美化に努める。また、プラット監視強化（月間・週間）、不適物搬入取締り（月間・週間）を設け、分別収集の徹底、焼却施設の保護を図ります。

（7）人権啓発の推進

人権情報センターにおいて、ホームページ、情報誌等で積極的に情報提供を行ない、人権問題の学習に関する情報提供、相談、支援に努めます。

【目標数値】貸出図書数 5 1 0 冊(平成 28 年度実績 5 0 4 冊)

貸出ビデオ数 5 1 0 本(平成 28 年度実績 5 0 6 本)

（8）総合的、計画的な男女共同参画施策の推進

第 2 次男女共同参画推進計画における各施策の実施状況を調査し、結果を審議会に諮ることで、市民の視点からの検討を行い、計画の着実な進行管理に努めます。また、計画期間が平成 3 0 年度から 3 4 年度の第 3 次米子市男女共同参画推進計画を策定します。

審議会への女性委員の登用促進や、講師への派遣推進のため、女性人材バンク登録者に対する研修会を実施するなど登録者の充実を図るとともに、様々な機会を通じて女性人材バンクの周知を図り新規登録者増に努めます。

平成 29 年度「福祉保健部の運営方針と目標」

福祉保健部長 齊下 美智子

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

少子高齢化が進展する中、赤ちゃんからお年寄りまで、すべての方が年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる米子市を実現します。

そのため、限られた財源を有効に活用しつつ、次に掲げたそれぞれの目標を効率的、効果的に実施します。

○目標

- ①安心して子どもを産み、育てられる環境づくり
- ②市民一人ひとりの健康づくり
- ③明るい長寿社会の実現
- ④障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現
- ⑤地域における福祉活動の推進
- ⑥保健福祉施策の適正な運営

(2) 部の役割

福祉保健部は、福祉政策課、福祉課、障がい者支援課、長寿社会課、こども未来課、健康対策課で構成され、社会福祉に関する事業、保健衛生に関する事業及び介護保険に関する事業を行う役割を担っています。

2 部の経営資源(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

福祉保健部職員 217 人

イ 職員比率

26.9% (福祉保健部職員 217 人 / 市職員数 806 人)

(2) 予算規模(平成 29 年度当初予算)

ア 福祉保健部予算額

一般会計 21,890,051 千円

介護保険事業特別会計 13,800,918 千円

イ 予算比率 (一般会計に占める福祉保健部の予算割合)

37.0% (福祉保健部 21,890,051 千円 / 全体 59,215,000 千円)

3 部の課題及び実施方針

(1) 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

少子化、子育ての多様化が進むなか、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが心豊かに育つ環境づくりを推進するため、妊娠、出産、育児に関する支援・相談体制の整備と母子の各健康診査や教育・保育ニーズの多様化に対応した子育て支援サービスの充実、児童の健全な育成を図るとともに、ひとり親家庭の社会的自立と安定した生活に向けた支援に努めます。

(2) 市民一人ひとりの健康づくり

市民の生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するため、保健、医療、福祉の緊密な連携のもと、多様化する保健ニーズに的確に対応した健康診査、健康教育、健康相談などの各種保健施策や疾病予防対策、健康づくりに関する意識啓発などの充実により生活習慣の改善と健康寿命の延伸を図ることができるよう、市民自らの健康管理の支援に努めます。

(3) 明るい長寿社会の実現

高齢期をむかえても豊富な経験や知識、特技などを地域社会にいかすことができる環境づくりに取り組むとともに、お互いが助け合い支えあうまちづくりを推進し、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、生きがいづくり対策や福祉の充実、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

(4) 障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現

障がいの有無により分け隔てられることなく、障がい者（児）が自らの選択の機会を保障され、ゆとりと生きがいをもった生活を送ることができるよう、障がい福祉施策の充実を図るとともに、障がいのある子どもの保護者からの早期介入・早期支援を必要とする相談に対応できる体制を強化するなど、地域社会における共生の実現に努めます。

(5) 地域における福祉活動の推進

住み慣れた地域で誰もが尊厳をもち、自分らしく安心安全に暮らしていけるよう、お互いが助け合い支えあうまちづくりを推進するため、地域での主体的な福祉活動を支援しながら、さまざまな関係機関などと連携し、地域福祉活動の推進に努めます。

(6) 社会保障制度の適正な運営

介護保険制度の適正かつ持続可能な制度運営を図るとともに、生活困窮者には、生活保護行政の適正な運営により生活の安定と自立助長を支援します。

4 平成 29 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 子ども・子育て支援事業計画の着実な実行

子ども子育て支援事業計画を着実に実行することで、保育所待機児童の解消に努めます。

長期的な教育・保育サービスの量的最適化について中間見直しを行うとともに、子育て支援事業の質的向上に取り組みます。

(2) 放課後児童健全育成事業の充実

なかよし学級において、統括指導員を配置し、運営の円滑化及び指導員の質の向上を図ります。

待機児童の解消の促進を図るため、受入れを行う民間放課後児童クラブを運営する事業所等に補助金を交付します。また、民間放課後児童クラブの設置促進を図ります。

(3) 5 歳児健診の実施に向けた体制整備

発達支援員を配置し、発達の気になる児童への相談支援、保育園・幼稚園から小学校への切れ目のない支援体制の充実に努めるとともに、5 歳児健診実施に向け、課題を整理し、その解決について関係機関と連携しながら体制整備を進めます。

(4) 第 7 期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定

平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間に係る介護保険事業の円滑な実施、地域包括ケアシステムの構築など、本市における高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画を平成 29 年度中に策定します。

(5) 認知症施策の推進

認知症施策を推進するため、以下の事業に取り組みます。

- ・ 認知症初期集中支援チームの創設
- ・ 認知症ケアパスの作成
- ・ 認知症見守りネットワークの整備

(6) 米子市障がい者支援プラン 2018（仮称）の策定

米子市障がい者支援プラン 2015 に掲げる「障がい者計画（計画期間 平成 27 年度～平成 35 年度）」の時点修正と、平成 30（2018）年から始まる「第 2 期障がい福祉計画」の策定を、平成 29 年度中に行い公表します。

(7) 市役所における障がい者就労施設などからの物品調達への推進

障害者就労施設などで就労する障害者の自立の促進に資するため、市役所における障がい者就労施設などからの優先調達を全庁的に推進し、調達目標額 14,639,914 円以上の達成に努めます。

また、全庁的な取組となるよう、部局別の目標額の設定や、障がい者就労施設などから購入可能な物品や委託可能な業務などの全庁的洗い出し、当初予算説明会において障害者優先調達法の職員向け説明会の開催などを行います。

(8) 生活保護世帯における稼働年齢層の者に対する指導の徹底

稼働年齢層のうち、傷病を理由に未就労の者については、家庭訪問による生活実態等の把握、主治医訪問による病状調査等を行いながら、就労の可否または療養の必要性の検討・指導を実施します。

また、就労阻害要因の分析を行い、関係機関との連携を図り、他法他施策の活用を検討するとともに、就労支援員を活用し、就労意欲の助長、規則正しい生活習慣の形成等への指導援助を実施し、自立助長に向けて取り組みます。

平成 29 年度「経済部の運営方針と目標」

経済部長 大塚 寿史

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

- ・地域経済の活性化による賑わいの創出を図り、日々の営みが活力を生み、人々が集い、新たな魅力を創造しながら発展するまちづくりを目指します。
- ・少子高齢化や人口減少社会の進展する中で、商工業・観光業・農林水産業の振興を図り、圏域の経済・産業・雇用等の中心都市として、圏域経済の活性化に取り組みます。
- ・恵まれた自然環境、各種交通の結節点機能、集積する都市機能等、地域資源の強みと特性を活かした経済の発展に取り組み、北東アジアに向けたゲートウェイを目指します。

(2) 部の役割

経済部を構成する経済戦略課、商工課、観光課、農林課、水産振興室が一体となり各種団体や広域的な行政間での連携を進め、効果的・効率的な施策の推進を図ります。

- ① 活力を生み出す商工業の振興と雇用環境の整備
- ② 企業立地の推進と新たな産業育成
- ③ 圏域観光の宿泊拠点を目指した観光振興
- ④ 地域を支える農林水産業の安定化の推進
- ⑤ 新たなにぎわいの創出と地域情報の発信

2 部の経営資源(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

- ア 経済部職員 47 人
- イ 職員比率 5.8% (経済部職員 47 人 / 市職員数 806 人)

(2) 予算規模(平成 29 年度当初予算)

- ア 経済部予算額 8,074,976 千円
- イ 予算比率 (一般会計に占める経済部の予算割合)
13.6% (経済部 8,074,976 千円 / 全体 59,215,000 千円)

3 部の課題及び実施方針

(1) 商工業の振興

中心市街地商店街や大型商業施設に対する支援など商業集積による集客力と魅力の向上を図るとともに、工業基盤の整備、地元企業の工場の新増設、販路開拓、新技術・新製品の開発など工業の活性化を促進し、中小企業の経営基盤の安定強化と創業支援に取り組めます。

同時に、産学金官連携のネットワークの充実や農商工連携・6次産業化の取組に対する支援などを行うとともに、地域の特色をいかした新たな産業の育成に努めます。

また、地域産業を担う勤労者の雇用の安定対策や福利向上を促進するなど総合的な雇用環境の整備に努めることで、地域経済の持続的な発展に向けた商工業の振興に努めます。

(2) 企業立地の推進

雇用機会の創出と若年層の地域外転出を抑制するため、経済情勢や企業ニーズに合わせた新たな工業用地を確保し積極的な企業誘致活動を推進するとともに、これまでに誘致した企業の設備増設などを支援することで、地域における産業活動の活性化に努めます。

(3) 観光業の振興

観光産業のさらなる活性化を図るため、関係団体や関係機関、NPOなどとの連携に努めます。また、中海・宍道湖・大山圏域市長会事業の推進、山陰DMOとの連携及び「大山開山1300年祭」に係る西部圏域版DMO設立の促進など、広域的な連携強化を図ることで滞在型観光の宿泊拠点都市、北東アジアからのゲートウェイを目指します。

(4) 農業・漁業の振興

多様な担い手の育成・確保、荒廃農地の解消と利用集積などによる農地の有効活用、農業生産基盤整備、地産地消の取組を推進することにより、農業の持続的な発展と地域の振興を図ります。また、漁港・漁場の管理や水産資源の育成・確保に取り組むことで漁業経営の安定化と効率化、生産力向上を図ります。

(5) 新たなにぎわい創出と地域情報の発信

部・局を越えた共同・連携事業（ふるさと納税・移住定住・国際交流等）の推進と各種ノウハウの提供、また、イメージキャラクター「ヨネギーズ」や米子情報局「どげな」（地域おこし協力隊）の活用などによる特色のある情報発信事業による新たな賑わいの創出に取り組めます。

4 平成 29 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 商業の活性化と工業の振興

中心市街地商店街の空き店舗調査を継続するとともに、商業活動への新規参入者の支援や商店街が実施するイベントや商店街の環境整備を支援し、空き店舗への出店促進と商業の活性化を推進します。

また、創業に関する融資制度、交付金制度を創設するとともに、官民が連携して新規創業を支援します。

(平成 29 年度目標：商店街等への出店 6 店舗)

中海・宍道湖・大山圏域連携事業の実施により企業の事業規模拡大を促進するとともに、工場等の新增設を支援し、設備投資・新規雇用の拡大と新たな立地を推進します。

(平成 29 年度目標：中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業ビジネスマッチングエントリー企業 110 社(米子市分))

(2) 企業誘致の推進

企業誘致については、鳥取県との更なる連携強化、鳥取県西部地域振興協議会との連携、本市関西事務所やふるさと経済活性化委員の活用により、地理的条件（東アジアへの交通の要所、災害リスク分散適地）など米子市進出のメリットを重点的に P R し、積極的な企業誘致に取り組みます。

また、企業進出の可能な工業用地の確保に努めます。

(平成 29 年度目標：企業誘致 2 社)

(3) 新規学卒者への就職活動・就労支援

新規学卒者に対して、地元企業の雇用情報などを提供する就職ナビ・合同就職ガイダンス・インターンシップの周知を図ります。また、奨学金の利息返還金を補助することで、地元への居住・就労を促進し地元企業の活性化を図ります。

(平成 29 年度目標：合同就職ガイダンスへの米子市出身の参加者 82 名)

(4) 農商工連携事業・産学官連携事業の促進

農林漁業者による 6 次産業化や農商工連携について、6 次産業化推進事業や新たに創設した 6 次産業化・農商工連携販路開拓支援事業等により支援するとともに、食のみやこ鳥取推進事業等の国・県補助事業を活用して事業を推進します。これらの事業推進にあたり、中国経済産業局、中四国農政局、鳥取県、鳥取県産業振興機構、学術機関等との連携が不可欠であり、引き続き密な連携に努めます。

また、鳥取大学医学部、とっとりバイオフロンティアとの連携により、研究施設の誘致、新たな産学官連携等を生み出し、地域の活力の基盤構築に努めます。

(5) 圏域観光の宿泊拠点都市としての魅力の向上

米子市観光協会、皆生温泉旅館組合、とっとりコンベンションビューロー等との密接な連携により、観光資源の活用と発掘を推進し、圏域での交流人口の拡大と皆生温泉の宿泊客数の増加に努めます。また、皆生温泉においては、地方創生拠点整備交付金を活用した米子市観光センターの滞留拠点整備を実施し、皆生温泉のまち歩き観光の推進に取り組みます。

(6) 広域観光連携の強化（中海・宍道湖・大山圏域市長会事業の推進と山陰DMOとの連携及び西部圏域版DMO設立の推進）

平成 30 年の伯耆国「大山開山 1300 年祭」に向け、西部圏域におけるDMO設立を推進し、鳥取県をはじめとする西部圏域全体で各種連携事業を推進し、圏域のリーダーとしての役割を担います。

(7) 農業経営の安定化の推進

稲作農家の経営安定化に向けて「経営所得安定対策」等を活用し、「米子市水田フル活用ビジョン」に基づく需要に応じた主食用米の生産と需給調整作物としての「飼料用米」や「白ねぎ」、「ブロッコリー」の生産拡大を図ります。

また、本市特産農産物である「白ねぎ」、「にんじん」、「ブロッコリー」、「梨」、「柿」について、「がんばる地域プラン事業」や「がんばる農家プラン事業」を活用した生産拡大を図るとともに、新たな特産品開発のため、薬用作物の実証栽培に取り組みます。

(8) 農地中間管理機構等との連携

担い手への農地集積と集約化を促進するため「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」等を活用し、新規就農者、認定農業者、農業生産法人等への農地集積を推進するとともに、鳥取県や県担い手育成機構等と連携を図りながら多様な担い手の確保・育成を図ります。

また、耕作放棄地の解消及び活用のために、引き続き「耕作放棄地再生利用対策事業」に取り組みます。

(9) 漁業の新規就業及び後継者育成の取組

漁業就業者の高齢化が進み減少傾向にある中で、継続的な漁業経営を推進し漁業振興を図るためには、後継者の確保が不可欠となっています。新規漁業就業希望者に技術指導等を行う事業や漁業就業初期の経営基盤整備の負担を軽減する県の補助事業を活用し、漁業後継者の育成を図り漁業就業へ繋げることで、漁業の安定化を図ります。

(10) 新たなにぎわいの創出と地域情報発信

部局を越えた「ふるさと納税タイアップ」、「移住定住の促進」、「国際交流事業」等での連携事業の推進と情報発信のノウハウ提供、また、市全体での「地域おこし協力隊」や米子情報局「どげな」の活用による特色のある情報発信事業を展開することで、新たな賑わいの創出に取り組みます。

平成 29 年度「建設部の運営方針と目標」

建設部長 錦 織 孝 二

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

- 地震や台風、豪雪などの大規模災害に備え、建築物の耐震化促進など、災害に強い基盤整備を進め、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- 本市に受け継がれてきた歴史的・文化的特色を活かしながら、良好な都市景観の形成を図るなど、機能的で持続可能な都市環境づくりに努めます。
- 良質で多様な住宅の供給、緑地の保全、都市公園、河川・海岸の整備等に取り組み、快適でうるおいのある住環境づくりに努めます。
- 市民生活の基盤となる幹線道路や生活道路の整備に努めます。
- 建設部が所管する市営住宅使用料及び市営墓地管理料の徴収対策の強化に努めます。

(2) 部の役割

建設部は、建設企画課、都市計画課、土木課、維持管理課、建築住宅課、建築指導課で構成され、職員一人ひとりがコンプライアンスを重視し、経営感覚やスピード感を持ちながら、道路・河川・排水路・公園等の整備や維持管理、市営住宅の整備、都市景観の形成、都市計画に関する事務及び建築指導に関する事務など市民生活の根幹となる社会基盤整備に係る役割を担っています。

2 部の経営資源(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

建設部職員 88 人

イ 職員比率

10.9% (建設部職員数 88 人 / 市職員数 806 人)

(2) 予算規模(平成 29 年度当初予算)

ア 建設部予算額

一般会計 2,550,319 千円

駐車場事業特別会計 57,540 千円

市営墓地事業特別会計 20,965 千円

イ 予算比率 (一般会計に占める建設部の予算割合)

4.3% (建設部 2,550,319 千円 / 全体 59,215,000 千円)

3 部の課題及び実施方針

○災害に強い地域づくり

- ・災害に強い基盤整備を進めるため、民間住宅及び建築物の耐震化に対する助成制度を通じ、建築物の耐震化の促進を図ります。

○機能的で持続可能な都市環境づくり

- ・新たな都市計画マスタープランを策定し、本市における効率的で計画的なまちづくりを推進します。
- ・本市の豊かな景観資源を保全・継承し、活用していくとともに、新たな景観の創出及び景観形成活動の推進を図ります。

○快適でうるおいのある住環境づくり

- ・既存公園の適正な維持管理のため、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改築、更新等を行い、安全・安心に利用できる環境を確保します。また、市民との協働による緑化活動の推進を図ります。
- ・河川等の改修や管理に当たっては、治水と利水を図ることはもとより、水質や生態系などの河川環境の保全にも配慮します。
- ・市営住宅の長寿命化計画に基づき、必要な改修・補修工事を行います。
- ・生活環境の向上を図るため、生活道路の改良・整備や、周辺地域との交流の基盤となる幹線市道の整備を図ります。
- ・橋りょう長寿命化修繕計画と点検結果に基づき、計画的な修繕・架替を行います。

○次世代につなげる行財政基盤の確立

- ・市営住宅使用料の徴収対策の強化を図ります。
- ・市営墓地管理料の徴収対策の強化を図ります。

○市民に信頼される質の高い職員集団

- ・市民の信頼を基礎にしながら、公務員としての使命、役割を自覚し、それを積極的に果たすことができる質の高い職員集団となることを目指します。
- ・このため、法令遵守にとどまらず、社会の規範やルールまで含め、コンプライアンス向上に向けた職員研修等を継続実施します。
- ・また、業務に対する適切な予算・執行・進捗管理のため、経営感覚やスピード感等についても、日々のOJTの充実を図り、人財育成に努めます。

※OJT（On-the-Job Training、オン・ザ・ジョブ・トレーニング）とは、日常業務を通じた職員教育のこと。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し具体的な仕事を与えて、その仕事を通して、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成する活動。

4 平成 29 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 災害に強い地域づくり

○建築物の耐震化の促進

- ・建築物の耐震化の向上を図るため、耐震診断及び耐震改修について費用の一部を助成する制度のうち、耐震改修について、実績戸数を増やすため、建築主に対して、耐震改修の必要性や助成制度の内容を十分に説明し、耐震診断が行われた住宅の耐震改修を促進します。

(2) 機能的で持続可能な都市環境づくり

○都市計画マスタープランの作成

- ・本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるため、鳥取県都市計画区域マスタープランや第 3 次米子市総合計画等との整合を図りながら素案の作成を行うこととし、平成 29 年度には市民アンケートを実施し、市民の意見を反映しながら案のとりまとめを進めます。

○自然景観や歴史的景観等の保全

- ・一定規模を超える建築物・工作物の設置等にあたり、景観計画区域内行為届出等により審査を行うことで、本市の景観形成の推進を図ります。なお、景観形成上特に重要な地域の大山景観形成重点区域及び弓ヶ浜景観形成重点区域については、自然景観を適切に配慮し、保全を進め、旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域については、周辺と調和のとれた歴史的資産や街なみ等の保全を進めます。

○米子駅南北自由通路等整備事業の推進

- ・米子駅南北自由通路等の整備に向け、J R に対する補償等を実施するとともに、鳥取県、J R 米子支社などの関係機関との協議・調整を進めながら、平成 34 年度の事業完了を目指します。また、駅南広場に隣接する開発可能地の民間事業者による開発については、引き続き関係機関と模索をしていきます。

(3) 快適でうるおいのある住環境づくり

○公園施設の適切な維持管理

- ・公園施設利用者の安全・安心を確保するため、指定管理者と連絡・調整を密に行い、施設の現状把握に努め、異常等を発見した場合は迅速に対応します。また、巡回・点検や清掃等の維持管理計画に加え、公園施設長寿命化修繕計画により、計画的に施設の改築・更新を行い、公園施設の機能保全と安全性を確保します。

○準用河川堀川改修事業

- ・市民生活の安全と災害に強い基盤整備のため、準用河川堀川の改修を引き続き実施し、上流域の慢性的な浸水被害の解消を図ります。平成 29 年度は堰工区の土木本体と機械設備工事を実施します。

○狭あい道路拡幅整備事業

- ・緊急時・災害時の避難路の確保や救助活動の円滑化を図るとともに、日常的な交通など生活環境の改善を図るため、狭あい道路の拡幅整備を進めます。

○道路の維持補修・改良にかかる事業

- ・安全で快適な生活環境の向上を図るため、都市計画道路の市道安倍三柳線及び市道尾高福万線等の事業を引き続き実施します。
- ・市民生活に密着した生活道路の整備として、市道大谷町奥陰田線等の整備を実施します。
- ・橋りょう長寿命化修繕計画と点検結果に基づき、計画的な修繕・架替を行います。

(4) 安全に暮らせる地域環境づくり

○危険家屋対策の推進

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、危険な状態の空き家の所有者に対し、危険な状態の改善について指導等を行うとともに、引き続き危険家屋対策に取り組めます。

(5) 次世代につなげる行財政基盤の確立

○市営住宅使用料の徴収対策の強化

- ・滞納者への納付指導、徴収を強化するとともに、連帯保証人への催告を強化します。また、長期滞納者の契約解除・明渡しを推進します。

○市営墓地管理料の徴収対策の強化

- ・市営墓地管理料の徴収率の向上や滞納管理料の減額に努めます。

平成 29 年度「下水道部の運営方針と目標」

下水道部長 矢 木 茂 生

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

機能的で持続可能な都市環境の整備を図り、あわせて河川等の水質保全に資するため、公共下水道施設等の適切な維持更新を図るとともに年次的な面整備の推進と利用の促進を図ります。また、事業の将来見通しを明確にし、人口減少時代に対応した経営基盤の確保に努めます。

(2) 部の役割

公共下水道事業及び農業集落排水事業の経営により、快適な生活環境の保持を担います。また、生活排水処理のあり方に係る将来ビジョンの確立と推進に努めます。

2 部の経営資源(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

下水道部職員 51 人

イ 職員比率 6.3% (下水道部職員 51 人/市職員数 806 人)

(2) 予算規模(平成 29 年度当初予算)

ア 一般会計 2,279,091 千円

下水道事業特別会計 6,134,931 千円

農業集落排水事業特別会計 733,123 千円

イ 予算比率 (一般会計に占める下水道部予算の割合)

3.8% (下水道部 2,279,091 千円/全体 59,215,000 千円)

3 部の課題及び実施方針

下水道施設の適切な維持・更新による処理機能の確保、面整備に係る普及率の向上、接続による水洗化戸数率の向上及び下水道使用料徴収率の向上等を基本的な課題としつつ、あわせて経営状況の明確化を図るため、平成 30 年度の地方公営企業法の適用を進めます。

また、今後、人口減少や高齢社会化による財政環境の悪化が懸念される中で、老朽化した管路や処理場施設の改築・更新による安心安全の汚水処理体制を堅持していくことが将来に向けての重要な課題となっていること等から、施設の改築更新の見通しや事業の将来ビジョンを明確にしていきます。

(1)事業の透明性の確保

平成 30 年の地方公営企業法の適用に向けて準備を進めます。また、開始貸借対照表の作成により、下水道資産の現状を明らかにします。

(2)事業の将来見通しの明確化

公共施設等総合管理計画（個別計画）や汚水処理施設整備構想の策定を通じて、事業の将来見通しを明確にします。

(3)処理施設の適正管理とインフラの計画的な更新

老朽管の破損等による道路陥没の発生や機械電気設備の故障による水質事故等を防止するため、施設の状態を的確に把握し、計画的な改築・更新を進めます。また、管路の劣化状況のデータ集積や管路全体の更新計画の策定に向けて、管路台帳システムを構築します。

(4)公共下水道の面整備の拡大

健全経営の確保の観点から、人口密度、水量密度の高い市街化区域を中心に、中海水質保全計画との整合性も図りながら、管渠整備の進捗を図ります。

(5)事業財源の確保と経営の安定化

既整備地域における水洗化率と下水道使用料の徴収率の向上を図ります。また経営安定化のため、地方債償還額の平準化を図ります。

(6)資源の有効活用

引き続き、脱水汚泥の資源化を進めるとともに、消化ガスや下水熱等のエネルギーの有効利用について情報収集に努めます。

(7)広報宣伝活動

引き続き、施設見学等の取り組みを行います。

4 平成 29 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 地方公営企業法の適用準備

平成 30 年 4 月の地方公営企業法の適用に向け、資産評価、会計システムの試験運用、法令整備、打切決算、開始貸借対照表の作成を進めます。

(2) 公共施設等総合管理計画（個別計画）の作成

ストックマネジメント計画をもって公共施設等総合管理計画（個別計画）とする。平成 31 年度予定のストックマネジメント計画の策定に向け国や他自治体等から情報収集を行う。

(3)下水道汚水処理施設整備構想の作成

他の事業手法による整備も含めた下水道の面整備と生活排水処理の見通しを明らかにします。

(4)処理施設及び管路の改築更新

処理場、ポンプ場の機械電気設備について老朽施設を更新するとともに、道路陥没等の可能性のある管渠の更生による長寿命化を図ります。

(5)面整備の推進

市街化区域を中心に面整備を進めます。

(6)水洗化戸数率の向上

平成 32 年度末の下水道の水洗化戸数率の目標 88.8%を先取りして達成できるよう、計画的かつ効率的な個別訪問指導や郵送での接続依頼等積極的な普及促進活動を行います。

(7)下水道使用料徴収率等の向上

下水道使用料、農業集落排水施設使用料等の徴収率の向上を図るため、滞納者への納付指導を実施するとともに、悪質滞納者に対しては差押えや裁判所を通じての支払督促を実施し、平成 29 年度の目標徴収率(下水道 98.4%以上、農集 98.65%以上)の達成を図ります。

(8)広報宣伝活動の強化

マンホールカードを発行し、広報宣伝に努めます。

平成 29 年度「淀江支所の運営方針と目標」

淀江支所長 足立 新一郎

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

淀江地域の産業・文化・観光振興を一体的に推進するとともに、地域の活性化並びに市民サービスの向上に努めます。

(2) 部の役割

地域と連携して、産業・文化・観光振興の推進の役割を担い、まちづくりに取り組むとともに、身近な市民サービスの提供に努めます。

2 部の経営資源(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

淀江支所職員 18 人

イ 職員比率

2.2% (淀江支所職員 18 人 / 市職員数 806 人)

(2) 予算規模(平成 29 年度当初予算)

ア 淀江支所予算額

一般会計 83,802 千円

イ 予算比率 (一般会計に占める淀江支所の予算割合)

0.14% (淀江支所 83,802 千円 / 全体 59,215,000 千円)

3 部の課題及び実施方針

(1) 淀江地域の活性化の推進

地域との協働、関係機関との連携を図り、地域の魅力発信、産業の活性化、観光資源の活用を進めます。

(2) 観光・文化施設の管理及び活用

淀江地域の観光拠点である白鳳の里、伯耆古代の丘公園等の各施設の適正な管理に努めるとともに、関係機関等と連携しながら各施設の特性を活かした利用の促進を図ります。

(3) 適正な市民サービスの提供

多様な住民ニーズの把握に努め、また、関係各課との連携を図り、住民からの相談等に対応できるよう研鑽に努めるとともに、適正な市民サービスの提供に努めます。

4 平成 29 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 淀江地域の観光資源の活用と魅力発信事業の推進

淀江地域には、名水、重要文化財など古代遺跡の集積があり、豊かな自然、温泉施設もあることから、これらの地域資源を活用し、健康をキーワードにしたウォーキング・スポーツイベント等を展開し、地域の活性化を図ります。

また、地域の魅力の再発見を目的に地域で活躍している住民と連携し、体験型・参加プログラム「よどえまるごと道草日和」の開催を通して、地域の魅力を伝え、併せてフェイスブックを利用した「淀江の旬」の魅力を情報発信していきます。

(2) 観光・文化施設の管理及び活用

指定管理者等と連携し、各施設の特徴や利用実態を踏まえ、その活用方法等について検討を進めます。また、利便性の向上を図り、利用促進並びに適正な管理に努めます。

(3) 淀江地域の産業活性化の推進と地域人材の発掘

地域の産業振興に資するため、農協、商工会、漁協等関係団体と連携し、地域の素材を掘り起こすとともに活用を図ります。

また、地域で活躍している住民や団体の掘り起こしを行い、情報収集や意見交換等を踏まえ、人材育成を図るとともに全国に情報発信し、地域の活性化を図ります。

(4) 適正な窓口業務と住民サービスの提供

来庁者の意図や目的を的確に把握し、法令に即した適正な住民サービスの提供ができるよう業務知識の習熟に努め、職員の資質並びに市民サービスの向上を図ります。

平成 29 年度「教育委員会の運営方針と目標」

教育長 北 尾 慶 治

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

豊かな心を育む学校教育の実現、人生をより豊かにする生涯学習の推進、健やかでたくましく自立した青少年の育成、スポーツや芸術文化の振興、貴重な歴史的遺産の保護と活用を図ります。

(2) 部の役割

教育委員会は、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課、体育課及び学校給食課で構成され、創造的で人間性豊かな人材を育成するため、学校教育の推進をはじめ、生涯学習、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進していく役割を担っています。

2 部の経営資源(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

教育委員会事務局職員 56 人

イ 職員比率

6.9%（教育委員会事務局職員数 56 人／市職員数 806 人）

(2) 予算規模(平成 29 年度当初予算)

ア 教育委員会事務局予算額 3,239,873 千円

イ 予算比率（一般会計に占める教育委員会事務局の予算割合）

5.5%（教育委員会事務局 3,239,873 千円／全体 59,215,000 千円）

3 部の課題及び実施方針

(1) 市立米子養護学校の移管

鳥取県西部地区の特別支援教育の充実を図るため、市立米子養護学校を県に移管します。

(2) 学校施設の整備、充実と老朽化した施設の改修事業

安全・安心な学校施設の改善を目指し、各施設の整備、改修を実施するとともに、老朽化の進む学校施設の大規模改修に向けて取り組みます。

(3) 所管施設の整備・充実

米子市教育振興基本計画、伯耆の国よなご文化創造計画、米子市スポーツ推進計画等に対応し、教育委員会所管施設の整備・充実に向けた取組を推進します。

(4) 米子市版小中一貫教育の推進

中学校区ごとに小中学校が連携することにより、学校教育における教育課題の解決を図ります。

4 平成 29 年度に重点的に取組む個別事業とその目標

(1) 市立米子養護学校の移管

鳥取県西部地区の特別支援教育の充実を図るため、市立米子養護学校を県に移管するのに必要な手続きの実施や、移管に伴う課題の対応を行います。

(2) 学校施設の整備、充実と老朽化した施設の改修事業

安全・安心な学校施設の改善を目指し、各施設の整備、改修を実施します。

また、米子市公共施設等総合管理計画を踏まえ、学校施設に関する長寿命化計画（個別施設計画）の策定を目指すとともに、老朽化の進む学校施設の大規模改修に向けて取り組みます。

(3) 所管施設の整備・充実

米子城跡について、「米子城跡保存活用計画」を策定したことにより、これに基づいて、具体的な整備内容についても検討を進め、整備基本計画の策定に向けた取組を推進します。

山陰歴史館について、市指定文化財米子市役所旧館の保護・保全を図り、米子市の歴史館としての機能の充実を主体とした施設整備を行うため、引き続き整備構想の検討を進めます。

耐震指標が基準に満たない明道公民館について建設地の調整を図るとともに、加茂公民館の移転については、平成 29 年度から事業着手します。

文化ホール・淀江文化センターの老朽化した設備等の計画的な改修を行います。

市民体育館の整備方針を決定し、事業着手するとともに、住吉体育館の耐震改修工事を実施します。

体育施設利用者の安全を図るため、武道館屋根改修工事、東山庭球場照明塔改修工事、淀江球場バックネット修繕工事を実施します。

東山陸上競技場について、故障により使用不要となり応急対応していた写真判定装置接続のための電気設備を改修し、陸上競技大会運営の円滑化を図ります。

(4) 米子市版小中一貫教育の推進

義務教育の 9 年間の学びを連続したものととらえ、中学校区における「目指す子ども像」を共有する中で、内容の系統化、指導の継続化などにより、学校教育における課題を解決し、確かな学力の定着や豊かな人間性と創造力の育成を図ります。

特に、「心の教育・生徒指導」「健康教育」「学力向上」「特別支援教育」の 4 分野で、中学校区の実態に即した取組を推進する中で、児童生徒の自主的・自発的な取組を充実させます。